

人権デュー・ディリジェンスの実施について

全国社会保険労務士会連合会

1. 人権尊重の取り組み

全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）は、連合会及び都道府県社会保険労務士会並びに社会保険労務士の事業活動が影響を及ぼすすべての人々の人権が侵されることのないよう、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて、「全国社会保険労務士会連合会人権方針」を定めました。現在、その実践に向け、取り組みを推進しています。

2. 人権デュー・ディリジェンスの実施ステップ

(1) 人権への悪影響の特定

連合会が関与する、実際のあるいは潜在的な人権への悪影響の性質を特定し、評価します（連合会及びサプライチェーン）。

(2) 人権に関する悪影響の予防・軽減

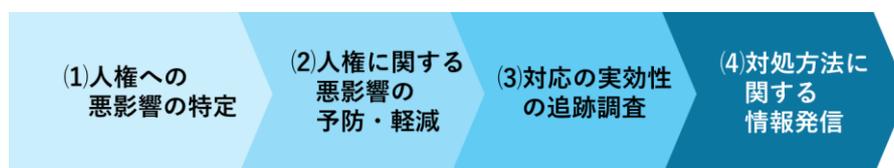
影響評価の結果を、全関連部門や全社的プロセスに組み入れ、悪影響を予防し軽減するための適切な措置を取ります。

(3) 対応の実効性の追跡調査

人権への悪影響が対処されているかどうかを検証します。

(4) 対処方法に関する情報発信

事業が人権に深刻な影響を及ぼすリスクがある場合、どのように対処しているかを公表します。



3. 人権デュー・ディリジェンスの実施状況

(1) 人権への悪影響の特定

第三者・外部専門家の参加による高リスク分野・重点課題の特定

- ・外部専門家、関連部署を交えてアンケート等を実施し、人権リスクを特定しました。

(2) 人権に関する悪影響の予防・軽減

改善に関する取組の実施

- ・ハラスメント対応窓口は存在するものの職員への周知が不足していること、また、職場内におけるハラスメントへの対応として、ハラスメント対応窓口の再整備と周知を実施しました。
- ・個人情報の漏洩がリスクとして懸念され、改めて対応状況を確認しました。連合会では、情報セキュリティ対策に関する規程（情報セキュリティポリシー及び各種運用規程）を定めており、情報セキュリティ対策の一環として、当該規程についての研修を定期的に職員に実施しています。厚生労働省によるセキュリティ監査の実施や、令和6年にはプライバシーマークの取得を行うなど、個人情報を適切に取り扱い、管理体制を強化しているところです。
- ・身体障害者の方に向けた社労士会館のバリアフリー化について、設備の改修等を検討し、現在以下の工事を進めています。
 - ①屋外スロープの設置
 - ②エレベーターボタン等への点字サイン設置
 - ③階段手摺設置
 - ④車いす対応トイレの設置
 - ⑤点字鋏設置
- ・事務局職員への電話等におけるハラスメントについて、アンケート結果に基づき、リスクへの対応策（マニュアル等）を検討し、顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）への対策として、カスタマーハラスメント対策規程及びマニュアルを策定するとともに、ホームページ上にて、カスタマーハラスメントに対し毅然とした対応を行うことを方針として示しました。

- ・取引先への短納期発注や、ホームページ等に使用する画像の知的財産権侵害等についても、潜在的なリスクが懸念されることから、対応を予定しています。

(3) 対応の実効性の追跡調査

定期的・継続的な追跡調査

- ・対応が十分かどうかについて外部専門家の確認を受けながら、継続的に状況をモニタリングしていきます。

(4) 対処方法に関する情報発信

各種報告書における公開

- ・人権デュー・ディリジェンスの影響評価を報告書（本書）として公表します。

4. 救済メカニズムの構築

社内ホットライン（コンプライアンス通報・相談）を設置

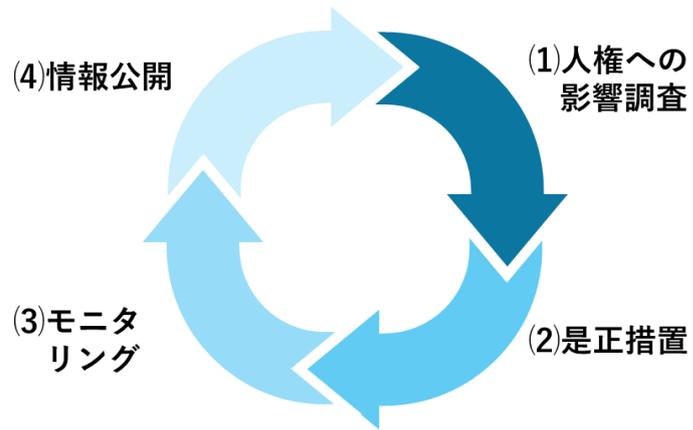
- ・職員が利用できるハラスメント相談窓口を設置しました。外部専門家に相談することも可能としました。

第三者による通報受付窓口の整備

- ・人権尊重の責任を果たすため、人権侵害に関わる事案が発生した場合に通報できる窓口をホームページに設置しました。

5. 今後

過年度のリスク対応の状況を評価し、実態や機能しているかを継続して確認していきます。



令和6年度までの進捗状況

| 時期 | 内容 |
|-------------------|---|
| 令和4年12月2日 | 人権方針の策定 |
| 令和6年3、4月 | 連合会職員の理解を深めるためビジネスと人権研修を実施し、全職員が受講 ※なお、研修の録画データは都道府県会に提供し、役職員向けに受講依頼 |
| 令和6年4月 | 部署、個人を対象にアンケートを実施して状況をヒアリング |
| 令和6年5～9月 | アンケート結果をもとに対応すべきリスクを特定 |
| 令和6年10～ 令和7年3月 | 洗い出したリスクと是正に向けた取り組みの状況を報告書として取りまとめ |
| 令和6年7月～ | 報告書の作成と並行し、洗い出したリスクの是正に向けた取り組みを実施 |
| 令和7年4月 | カスタマーハラスメント対策規程及びマニュアルを策定するとともに、ホームページ上にて、カスタマーハラスメントに対する方針を公開 |
| 令和7年6月 | 報告書を公開 |